様式第９号（第 16 条第１項関係）

# 時間外労働 休日労働 に関する協定届

| 労働保険番号 | 3810 | 2 | 0609 | 6500 | □□□□ |
|---|---|---|---|---|---|
| | 都道府県 | 所掌 | 管轄 | 基幹番号 | 枝番号 | 被一括事業場番号 |
| 法人番号 | 6500001015206 | | | | |

| 事業の種類 | 事業の名称 | 事業の所在地（電話番号） | 協定の有効期間 |
|---|---|---|---|
| 介護保険事業・事務受託 | ヒカリメディカルサービス株式会社 | （〒 799 － 0422 ） 四国中央市中之庄町398番地１ （電話番号 :0896 － 24 － 5551 ） | 令和3年4月1日から1年 |

| | | 時間外労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数（満 18 歳以上の者） | 所定労働時間（１日）（任意） | 延長することができる時間数 １日 法定労働時間を超える時間数 | １日 所定労働時間を超える時間数（任意） | １箇月（①については 45 時間まで、②については 42 時間まで） 法定労働時間を超える時間数 | １箇月 所定労働時間を超える時間数（任意） | １年（①については 360 時間まで、②については 320 時間まで） 起算日（年月日） 令和3年4月1日 法定労働時間を超える時間数 | １年 所定労働時間を超える時間数（任意） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 時間外労働 | ① 下記②に該当しない労働者 | 緊急時、やむを得ない場合 | 事務職 | 6名 | | 4時間 | | 45時間 | | 360時間 | |
| | | 緊急時、やむを得ない場合 | 介護職 | 3名 | | 4時間 | | 45時間 | | 360時間 | |
| | | 緊急時、やむを得ない場合 | 看護職 | 2名 | | 4時間 | | 45時間 | | 360時間 | |
| | | 緊急時、やむを得ない場合 | その他 | 6名 | | 4時間 | | 45時間 | | 360時間 | |
| | ② １年単位の変形労働時間制により労働する労働者 | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

| | 休日労働をさせる必要のある具体的事由 | 業務の種類 | 労働者数（満 18 歳以上の者） | 所定休日（任意） | 労働させることができる法定休日の日数 | 労働させることができる法定休日における始業及び終業の時刻 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 休日労働 | 受託医療機関の休日当番医等人員が不足する場合等 | 事務職 | 6名 | | 1ヶ月あたり1日 | 9：00～18：00 |
| | | | | | | |

上記で定める時間数にかかわらず、時間外労働及び休日労働を合算した時間数は、１箇月について 100 時間未満でなければならず、かつ２箇月から６箇月までを平均して 80 時間を超過しないこと。☑
（チェックボックスに要チェック）

協定の成立年月日　令和3 年　3 月　16 日

協定の当事者である労働組合（事業場の労働者の過半数で組織する労働組合）の名称又は労働者の過半数を代表する者の 職名 事務職 氏名 鈴木 寿美

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（ 職場集会での挙手による選出 ）

令和3 年　3 月　16 日

使用者 職名 ヒカリメディカルサービス株式会社 氏名 代表取締役　武内　由紀子

新居浜 労働基準監督署長殿

新居浜労働基準監督署 －3.3.18 受理 第 号